

# 磐田市立磐田中部小学校 いじめ防止基本方針

## I いじめ防止等のための基本的な押さえ 1

### 1 いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じるものを言う。（いじめ防止対策推進法第2条）

具体的ないじめの態様は、以下のようなものがある。

- ・冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- ・仲間はずれ・集団から無視をされる。
- ・軽く体を当てられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ・金品をたかられる。
- ・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- ・パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる。 等

### 2 基本的な考え方

- いじめは決して許されない行為であることについて、児童や保護者への周知を図る取組に努める。
- いじめを受けている児童を守る。
- いじめはどの子も、どこの学校でも起こりうることを踏まえ、いじめ問題に対して万全な体制で臨む。
- 本校からいじめの一扫をめざす。

#### (1) いじめの未然防止

いじめの問題の対応は、いじめを起こさせないための予防的取組が最も大切である  
と考える。そこで、本校においては、教育活動全体を通して、自己存在感や共感的人  
間関係の育成を図るとともに、規範意識を高め、豊かな人間性や社会性を育むことを  
目指す。

#### (2) いじめの早期発見・早期対応

いじめ問題を解決するための重要なポイントは、早期発見・早期対応である。日頃  
から児童の言動に留意するとともに、何らかのいじめのサインを見逃すことなく発見  
し、早期の対応に努める。

いじめを発見したときは、問題を軽視することなく、早期に適切な対応を図る。ま  
た、いじめられた児童の苦痛を取り除くことを最優先にし、迅速に指導を行う。いじ  
めの解決に向けて特定の教職員が抱え込まず、学校全体で組織的かつ継続的に対応す  
る。

#### (3) 関係機関との連携

学校と警察や児童相談所等と、日頃から連絡を密にした情報共有体制を構築する。  
また、医療機関等の専門機関と連携をした教育相談等を必要に応じて実施する。さ  
らに、学校以外の相談窓口への周知をする。

## II いじめ防止等のための具体的な対策

### 1 いじめ防止等のための組織

いじめの防止等を実効的に行うため、「いじめ防止対策委員会」を設置する。

【構成員】校長、教頭、主幹教諭、生徒指導主任、特別支援コーディネーター養護教諭、該当学年主任及び学級担任、関係職員

#### 【活動内容】

- 学校いじめ防止基本方針の作成、見直し
- いじめ防止等に関する年間指導計画作成
- いじめ等に関する校内研修会の企画・立案
- 「学校生活アンケート」の結果集約、報告等の情報の整理・分析
- いじめが疑われる案件の事実確認、対応方針の決定
- 要配慮児童への支援方針の決定

### 2 いじめ防止等に関する措置

#### (1) いじめの防止

##### ア 児童が主体となった活動

望ましい人間関係づくりのために、児童が主体となって行う活動の機会を年間を通じて設ける。

- 委員会活動
- ペア活動、縦割り清掃活動
- 児童集会活動の実施

##### イ 教職員が主体となった活動

(ア) 児童の規範意識、帰属意識を高め、自己肯定感を育む授業づくり

- 一人一人の実態に応じた「わかる・できる」楽しい授業の展開【通年】
- 授業研究会の実施
- 規律ある生活習慣の育成

(イ) 日常的に児童が教職員に相談しやすい環境づくりに努めるとともに、児童に寄り添った相談体制づくりを行う。

(ウ) 教育活動全体を通して、道徳教育や情報モラル教育を実施し、いじめは絶対許されないという人権感覚を育む。

- 人権教育推進委員による人権教育授業の実践【全学級実施】

##### ウ 家庭・地域ぐるみでいじめ防止への取組を進めるため、保護者や地域との連携した活動

- PTA総会での学校の方針説明【4月】
- PTAや児童が中心となった「あいさつ運動」【通年】
- 集団登校の登校チェックと見守り活動【通年】
- 情報モラル教育（携帯・スマホ教室等）の実施【高学年】

(2) いじめの早期発見

ア いじめられた児童、いじめた児童が発することの多いサインを、教職員及び保護者で共有する。

いじめられている児童の発する具体的なサインチェック表

場面	チェック	サイン
登校時		○遅刻や欠席が増える。また、その理由を明確に言わない。
		○視線が合わず、うつむいている。
		○挨拶の声に元気がない。
朝の会		○提出物の忘れが多くなる。
		○健康観察の声が小さく、元気がない。視線が合わない。
		○体調不良を訴える。
授業中		○教科書や文房具などの忘れ物が目立つ。
		○教科書やノート、机などに落書きをされている。
		○発言が笑われたり、無視されたりする。
		○机を離される。
休み時間		○一人でいることが多い。
		○会話に入れてもらえない。
		○持ち物がなくなったり、いたづらをされたりする。
給食中		○特定の仕事をやらされ続ける。
		○机を離される。
		○給食の量が極端に減らされたり、増やされたりする。
放課後		○慌てて下校する。または、用もないのに学校に残る。
		○持ち物がなくなったり、いたづらをされたりする。
		○一人で下校する。

いじめている児童の発する具体的なサインチェック表

チェック	サイン
	○グループを作って仲間同士で集まり、ひそひそ話をしている。
	○ある児童にだけ、周囲が異常に気を遣っている。
	○グループで会話していても、教師が近付くと、不自然に散らばる。
	○自己中心的な言動が目立ち、グループの中心的な存在の児童がいる。
	○教師や他の児童に対する言葉遣いが悪くなる。

学校内での具体的なサインチェック表

チェック	サイン
	○嫌なあだ名が聞こえる。
	○席替えなどで特定の児童と近くの席になることを嫌がる児童がいる。
	○何か起こると特定の児童の名前が出る。
	○壁などにいたずら書きや落書きがある。
	○机や椅子、ロッカーなどが乱雑になっている。

家庭内での具体的なサインチェック表

チェック	サイン
	○学校での出来事や友達のことを話さなくなる。
	○友達や教師、学級の不公平や不満を口にするが多くなる。
	○朝、起きなかつたり、登校を渋つたりする。
	○友達からの誘いを断ることが多くなる。
	○遊ぶ友達が急に変わる。
	○部屋に閉じこもつたり、家から出なくなつたりする。
	○理由のはっきりしない衣服の汚れがある。
	○理由のはっきりしない打撲や擦り傷がある。
	○体調不良を訴えるが多くなる。
	○食欲不振、不眠を訴える。
	○学習時間が減る。
	○成績が下がる。
	○持ち物がなくなつたり、壊されたり、落書きされたりしている。
	○家庭の品物や金銭がなくなる。

イ 定期的に教育相談週間を設け、児童が相談しやすい雰囲気づくりを目指す。

○教育相談週間の設定

ウ いじめの事実がないかどうかについて、すべての児童を対象に定期的なアンケート調査を実施する。

○年2回の「楽しい学校生活アンケート」実施

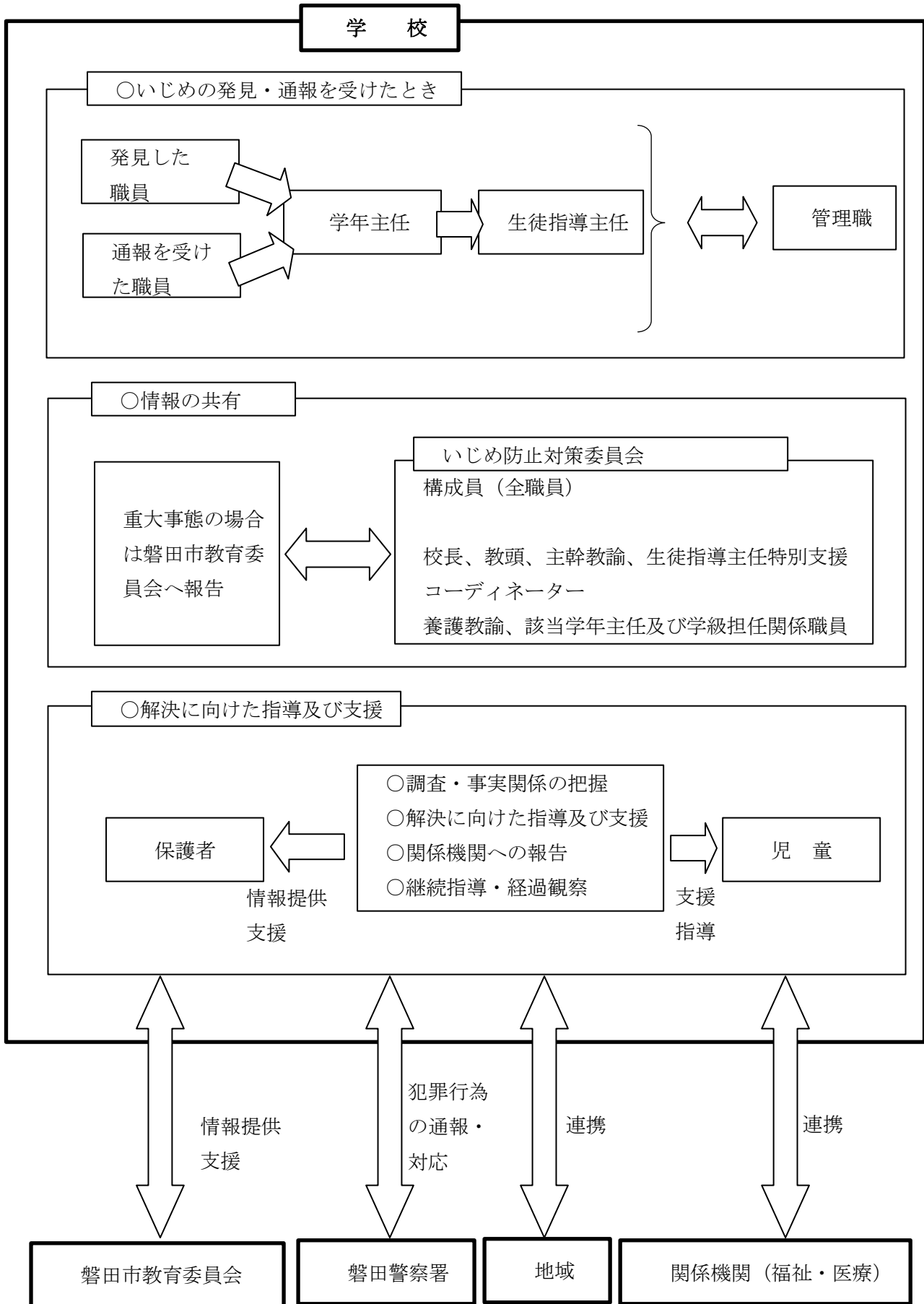
エ 各学級担任や職員がもっているいじめにつながる情報、配慮を要する児童に関する情報などを収集し、職員間での共有を図る。

○学年主任者会やいじめ防止対策委員会での情報共有

○進級時の情報の確実な引継ぎ

○過去のいじめ事例の蓄積

(3) いじめに対する措置



## ア いじめの発見・通報を受けたときの対応

- 教職員は、「これぐらい」という感覚をなくし、その時、その場で、いじめの行為をすぐにやめさせる。
- いじめられている児童や通報した児童の身の安全の確保を最優先とした措置をとる。
- いじめの事実について生徒指導主任及び管理職に速やかに通報する。

## イ 情報の共有

- いじめの情報を受けた生徒指導主任は、全職員へ報告し、情報の共有化を図る。

## ウ 調査・事実関係の把握

- 速やかにいじめ防止対策委員会を開き、調査の方針について決定する。
- 調査の時点で、重大事態であると判断された場合は、校長が磐田市教育委員会へ直ちに報告する。
- 児童の聴き取りに当たっては、担任のほか、児童が話をしやすいよう担当する教師を選任する。
- 必要な場合には、児童へのアンケート調査を行う。その結果については、保護者に提供する可能性があることを予め念頭に置き、その旨を児童や保護者に説明する等の措置が必要であることを留意する。

## エ 解決に向けた指導及び支援

- 専門的な支援などが必要な場合には、磐田市教育委員会及び磐田警察署等の関係機関へ相談する。
- 解決を第一に考え、保護者及びその他の関係者との適時・適切な情報の共有を図る。
- 指導及び支援方針の変更等が必要な場合は、随時いじめ防止対策委員会において、指導及び支援の方針を決定する。
- 全職員で連携して組織的な対応に努める。
- 指導及び支援を行うに当たっては、以下の点に留意して対処する。

### いじめた児童とその保護者への支援

#### 【いじめられた児童への支援】

いじめられた児童の苦痛を共感的に理解し、心配や不安を取り除くとともに、全力で守り抜くという「いじめられた児童の立場」で、複数の教職員で継続的に支援していく。

- 安全・安心を確保する。
- 心のケアを図る。
- 今後の対策について、共に考える。
- 活動の場を設定し、認め、励ましていく。
- 温かい人間関係をつくる。

【いじめられた児童の保護者への支援】 いじめ事案が発生したら、複数の教職員で対応し、学校は全力を尽くすという決意を伝え、少しでも安心感を与えられるようにする。

- 事実関係を明確に説明する。
- じっくりと話を聴く。
- 親子のコミュニケーションを大切にするなどの協力を求める。

## いじめた児童とその保護者への支援

### 【いじめた児童への支援】

いじめは決して許されないという毅然とした態度で、いじめた児童の内面を理解し、他人の痛みを知ることができるようにする指導を根気強く行う。

- いじめの事実を確認する。
- いじめの背景や要因の理解に努める。
- いじめられた児童の苦痛に気付かせる。
- 今後の生き方（何を学んだのか）を考えさせる。
- 必要がある場合は適切に懲戒を行う。

### 【いじめた児童の保護者への支援】

事実を把握したら速やかに面談し、丁寧に説明をする。

- 児童や保護者の心情に配慮する。
- いじめた児童の成長につながるよう教職員として努力していくこと、そのためには保護者の協力が必要であることを伝える。
- 気付いたことがあれば報告をしてもらおう。

## いじめが起きた集団への働きかけ

被害・加害児童だけでなく、おもしろがって見ていたり、見て見ぬふりをしたり、止めようとしなかったりする集団に対しても、自分たちでいじめ問題を解決する力を育成していく。

- いじめの事実について伝えてよいこと、伝えたほうがよいことは全員に伝える。
- いじめは絶対に許される行為ではないということを、自分の問題として捉えさせる。
- 勇気をもって「いじめはだめだ」と言えるような児童の育成に努める。
- 共感的人間関係の育成に努める。
- 自己有用感が味わえる集団づくりに努める。

### 【保護者同士が対立する場合などへの支援】

教職員が間に入って関係調整が必要となる場合には、中立、公平性を大切に対応する。

- 双方の和解を急がず、相手や学校に対する不信等の思いを丁寧に聞き、寄り添う態度で臨む。
- 管理職が率先して対応することが有効な手段となることを念頭に置く。
- 磐田市教育委員会やその他関係機関と連携し、解決を目指す。

## オ 関係機関の報告

- 校長は磐田市教育委員会への報告を速やかに行う。
- いじめの内容が犯罪行為であると認められる場合には、所轄警察署へ通報し、警察署と連携して対応する。

## カ 継続指導・経過観察

- 全職員で見届けや見守りを行い、いじめの再発防止に努める。

#### (4) ネット上のいじめへの対応

##### ア ネットいじめとは

文字や画像を使い、特定の児童の誹謗中傷を不特定多数の者や掲示板等に送信する、特定の児童になりすまし社会的信用をおとしめる行為をする、掲示板等に特定の児童の個人情報を掲載するなどがネットいじめであり、犯罪行為に当たる。

##### イ ネットいじめの予防

- 高学年児童のパソコンやケイタイの使用状況について実態把握をする。
- フィルタリングやパソコンやケイタイの使用に関する家庭内ルールの作成など、保護者への啓発を図る。
- 教科や道徳の時間、特別活動、総合的な学習の時間などにおける情報モラル教育の充実を図る。
- インターネット利用に関する職員研修を実施します。

##### ウ ネットいじめへの対処

- 被害者からの訴えや閲覧者からの情報、ネットパトロールなどにより、ネットいじめの把握に努める。
- 不当な書き込みを発見したときには、次の手順により対処する。
  - ①状況確認
  - ②状況の記録→ いじめへの対応、磐田市教育委員会・警察への相談
  - ③管理者へ連絡（削除依頼）

#### III その他の留意事項 1

##### 組織的な指導体制

いじめを認知した場合は、教職員が一人で抱え込まず、学校全体で組織的に対応するため、臨時のいじめ防止対策委員会を開催し、指導方針を立て、組織的に取り組む。

##### 2 校内研修の充実

本基本方針を活用した校内研修を実施し、いじめの問題について、全ての教職員で共通理解を図る。

また、教職員一人一人に様々なスキルや指導方法を身につけさせるなど、教職員の指導力やいじめの認知能力を高める研修や専門家を講師とした研修、具体的な事例研究を計画的に実施していく。

##### 3 校務の効率化

教職員が児童と向き合い、相談しやすい環境を作るなど、いじめの防止等に適切に取り組んでいくことができるようにするとともに、一部の教職員に過重な負担がかからないように校務分掌を適正化し、組織的体制を整えるなど、校務の効率化を図る。



#### 4 学校におけるいじめの防止等の取組の点検・充実

いじめの実態把握の取組状況等、学校における取組状況を点検するとともに、県教育委員会が作成しているいじめ防止等に関する資料の活用を通じ、学校におけるいじめの防止等の取組の充実を目指す。

#### 5 地域や家庭との連携について

より多くの大人が子どもの悩みや相談を受け止めることができるようにするため、PTAや地域との連携を推進し、学校と地域、家庭がいじめ問題に対して組織的に連携・協働する体制を構築していく。

#### 6 関係機関との連携について

いじめは学校だけでの解決が困難な場合があるため、情報交換だけでなく、一体的な対応をしていく。

##### (1) 教育委員会との連携

- ・関係児童への支援・指導、保護者への対応方法
- ・関係機関との調整

##### (2) 警察との連携

- ・心身や財産に重大な被害が疑われる場合
- ・犯罪等の違法行為がある場合

##### (3) 福祉関係との連携

- ・市の機関の活用
- ・家庭の養育に関する指導・助言
- ・家庭での児童の生活、環境の状況把握

##### (4) 医療機関との連携

- ・精神保健に関する相談
- ・精神症状についての治療、指導・助言

#### IV その他いじめの防止等のための対策に関する重要事項

- (1) 学校の基本方針の策定から3年を目途として、国や県の動向等を勘案して、基本方針の見直しを検討し、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講じる。

また、基本方針については、現状や課題等に応じて、普段から定期的な改善や見直しに努める。

- (2) 学校の基本方針について、ホームページ上で公表する。